

平成26年第3回臨時会

南伊豆町議会会議録

平成26年 11月14日 開会

平成26年 11月14日 閉会

南伊豆町議会

平成 2 6 年 第 3 回 南 伊 豆 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (11月14日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長行政報告	4
○議第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議第84号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議第85号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議第86号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議第87号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○閉議及び閉会宣告	20
○署名議員	21

平成 26 年 11 月臨時町議会

(第 1 日 11 月 14 日)

平成26年第3回南伊豆町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成26年11月14日(金)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議第83号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議第84号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第85号 平成26年度南伊豆町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 7 議第86号 平成26年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議第87号 平成26年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	加 畑 毅 君	2番	宮 田 和 彦 君
3番	吉 川 映 治 君	4番	谷 正 君
5番	長 田 美喜彦 君	6番	稲 葉 勝 男 君
7番	清 水 清 一 君	9番	齋 藤 要 君
10番	渡 邊 嘉 郎 君	11番	横 嶋 隆 二 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	梅 本 和 熙 君	副 町 長	松 本 恒 明 君
教 育 長	小 澤 義 一 君	総 務 課 長	小 嶋 孝 志 君
防 災 室 長	渡 辺 雅 之 君	企 画 調 整 課 長	谷 半 時 君
建 設 課 長	鈴 木 重 光 君	産 業 観 光 課 長	齋 藤 重 広 君
町 民 課 長	橋 本 元 治 君	健 康 福 祉 課 長	黒 田 三 千 弥 君
教 育 委 員 会 長	勝 田 英 夫 君	上 下 水 道 課 長	飯 田 満 寿 雄 君
事 務 局 長		総 務 係 長	平 山 貴 広 君
会 計 管 理 者	鈴 木 豊 美 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大 年 美 文	主 幹	渡 辺 信 枝
--------	---------	-----	---------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（稲葉勝男君） それでは、定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより、平成26年第3回南伊豆町議会臨時会を開催いたします。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君） 議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君） これより、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

5番議員 長 田 美喜彦 君

7番議員 清 水 清 一 君

◎会期の決定

○議長（稲葉勝男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、議事日程のとおり本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は11月14日の1日限りと決定しました。

◎町長行政報告

○議長（稲葉勝男君） 日程第3、町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） おはようございます。

平成26年第3回南伊豆町議会臨時会の開会に当たり、次の項目について行政報告を申し上げます。

吉祥簡易水道の断水について。

11月8日午後6時30分、吉祥地区の高台家屋において水が出ないとの報告を受け、職員が現地を確認いたしました。調査の結果、吉祥主水源の水量不足による送水量の減少及び漏水による配水量の増加によって吉祥配水池の水位が低下していると判断し、給水車により吉祥主水源に水を補給し、水位の回復を図りました。

11月9日に吉祥配水池の水位を確認したところ、依然として水位が低下しており、吉祥地区、差田地区の高台家屋では水が供給されていない状況のため、給水車による吉祥主水源への水の補給を行うことによる節水のお願ひ、漏水調査を継続して行いました。しかし、漏水箇所が判明に至らず、依然として吉祥配水池の水位は回復しませんでした。

11月10日についても、前日同様に給水車による吉祥主水源への水の補給、広報等による節水のお願ひ、漏水調査を行いました。しかし、主水源の水位回復や漏水箇所が判明しない場合は、吉祥地区、差田地区の高台では水が出ない状況が続くことから、同日、加納地区の上水道管から仮設送水管を吉祥主水源まで布設し、水を補給する緊急工事を行いました。

このような中、同日午後4時30分に漏水箇所が判明し、午後9時40分に漏水修理は完了す

るとともに、午後10時30分に仮設送水管布設工事が完了し、吉祥主水源への水の補給を開始しました。

11月11日早朝には、吉祥配水池は満水となっており、吉祥地区、差田地区への高台家屋における断水は解消されました。

今後、吉祥地区、差田地区、二條地区、立岩地区への水の供給源である吉祥主水源の渇水状況を確認するため、深井戸内部の状況調査、地下水流入路の調査を行うとともに、配水池の水位低下を素早く察知し、早急に断水への対応を行うことができるように、配水池の常時監視や水位が低下した場合の自動通報システムの設置を検討していきたいと考えています。

断水期間中、ご不便ご迷惑をおかけした町民の皆様、緊急修繕工事に早急な対応をしていただいた業者には、この場をかりて厚く御礼申し上げます。

以上で、平成26年第3回南伊豆町議会臨時会の行政報告を終わります。

○議長（稲葉勝男君） これにて、行政報告を終わります。

◎議第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） これより議案審議に入ります。

議第83号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第83号について提案説明を申し上げます。

本議案は、平成26年の人事院勧告に基づき、平成19年以来7年ぶりに給与等を改定するものです。その内容につきましては、国家公務員と民間給与を比較し0.3%の格差が生じたため、世代間の給与配分を考慮し、若年層に重点を置きながら広い範囲の号給を引き上げるものであります。

また、期末勤勉手当につきましても、民間の支給割合との均衡を図るため、月換算で0.15引き上げ、勤勉手当に配分するものです。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し

上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小嶋孝志君登壇〕

○総務課長（小嶋孝志君） 議第83号について内容説明を申し上げます。

平成26年の人事院勧告に基づき、給与等に関する条例を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

右側が改正前、左側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところでございます。

第15条の6でございしますが、6月分及び12月分の勤勉手当を「100分の67.5」から「100分の75」に改正するものでございます。

別表第1の給料表の改定でございしますが、1級は平均1,825円の増額をするものでございます。2級は平均1,553円増額するものでございます。3級は平均1,196円増額するものでございます。4級は平均1,121円増額するものでございます。5級は平均1,046円増額するものでございます。6級は平均772円増額するものでございます。

次に、附則でございしますが、議案のほうへ戻っていただきまして、第1項でございしますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の給料の規定につきましては、平成26年4月1日から適用するものでございます。

第2項でございしますが、6月分の期末勤勉手当は支給済みのため、12月分の勤勉手当を「100分の82.5」として支給するものでございます。

以上で内容説明を終わりにします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

谷正君。

○4番（谷 正君） ちょっと二、三確認させていただきます。

今、町長の議案の説明の中にも0.3%の官民格差があって人事院勧告ということでありましたが、前の説明でも、総務課長の説明でも人勸、それからラスパイレスの関係で100未満だと南伊豆、説明がありましたが、ラスパイレスなり民間水準等の関係で、いわゆる物価指数の関係の考慮のほうがどのような形でなっているのか。

一般的には南伊豆というのは当然物価指数は都会よりは低いよと、ガソリンだとかいようなものは高くなっているんで、そういうものの考えはどのような形で、当然人勧の中にはそれがあるんですが、南伊豆はどのように考えているのかということと、それから、いわゆるこの条例を可決というんですか、決まったときに、これを完全実施するのかという、この条例どおりにやるのかということ。

といいますのは、昨今の県の動きを見ていると、人事院勧告で勧告を受けて知事が受け取ったというようなのがテレビであったんですが、あくまでも労使交渉で決めますよというような記事が流れていたんですが、その辺を組合とかなんとか新たに交渉して決めるのか、この条例でそのままいくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） まず、労使交渉のほうですけれども、労使交渉につきましては組合のほうからの申し入れがありました。0.3%人事院勧告どおりのということで。

それで、物価との絡みに関しましては、直接その辺は町のほうでは調査はしていないと思います。もし、あれでしたら詳しいことは総務課長から答弁させます。

あと、もう1点何でしたか。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） この条例どおりにやるのか。

○町長（梅本和熙君） 私は条例どおりに進めていきたいと、勧告どおりというか、その形でやっていきたいと、このように判断しております。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（小嶋孝志君） 物価との関係なんですけれども、南伊豆町には人事委員会というのはございませんので、国のほうの人事院に従ってやるということになっております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

○2番（宮田和彦君） この間の広報「みなみいず」なんですけれども、一人当たりの給与費471万9,000円ということで、これは間違いないと思うんですけれども、この民間との差額であると思うんですよ、要は。

私、ちょっと調べたんですけれども、南伊豆は35市町村中最低ということなんです。最高の長泉町、これで市町民所得、これが398万6,000円なんです。この長泉町との差額約70万、これは大変私は大きいと。要するに町民感情からいけば大変高給ではないかというお話を聞きま

して、その辺は何ていうんですか、人事院勧告がありましたと、そのまま金科玉条ではないですけども、ずっとそういうふうに努めていくのか。そうすると早い話、義務的経費がかなり、何ていうんですか、ふえて、要するに予算、財政自体が大変硬直していくのではないかと、こう心配されるわけですけども、その辺のことはいかがお考えでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 現在の町の職員の給与というのは、ラスパイレスでいうと、国のほうが一時的に東北の震災で7%下げたと。その7%下げた中でやっと100近い数字になったと、ラスパイレスが。実質的には今でもまた戻ると93ぐらいに、ラスパイレスなるかと思います、南伊豆町は。決して高い給与という感じではないかなとは思っております。

ただ、民間との格差ということになって直接町民所得との差と言われると、非常に難しい部分がありますけれども、全体的に国の公務員の給与の中では、南伊豆町の職員の給与は、突出しているとかそういう形ではなくて、逆に一番低いほうにあらうかなと、このように判断しています。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

○2番（宮田和彦君） 町長、今言われました、確かに公務員の中では低いほうです。それはわかります。だけれども、低いんですけども、人事院勧告、人事院が調べるやり方というのは、東証一部とかそういう優良企業、大企業が約8割なんですね。中小企業、日本全体の20%しかやっていない。それを勘案して、じゃ、民間と違いますよと、そういうやり方しているわけです。同じようなやり方、もっと広くやっているところがあるんですね。これ国税庁でやっております。そういうものも勘案して考えていただければと、こう思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 議員のおっしゃる意味というのはわかるわけですけども、ただ、職員のモチベーションの問題もあらうと思いますし、そして、ただ義務的経費とかそういうところへどこまで食い込むかという部分でいうと、財政的にはまだ85%ぐらいの経常経費の数字になっていると、そういうこと考えたときに、まだ極端な状況になっているわけではない、これ例えば90超えるような義務的経費が出てきたということであるなら、職員の給与も考えなくちゃいけないでしょうけれども、全国的にどこの自治体を見ても、大体一般的には小規模自治体の場合は85ぐらいが数字として出ているのかなという気がいたしております。

その辺のところも勘案して、考えて、町民感情とかいう話になってくると、じゃ、町民の給与のほうが上がらないといけないのかという話になりまして、非常に難しい問題がそこに

あろうかと思えますもので、私は今の状況で、ここの職員一生懸命頑張ってくれていますし、この状況でいきたいなど、このように思っております。今の段階では。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） 清水です。

今の宮田議員の質問の続きなんですけれども、人事院勧告があったという中で、前回の全員協の中でも私言いましたけれども、県下最低の町民所得であると。それで今、町長答弁の中でも、給与、これ上げないと職員がモチベーションが上がってこないから上げるんだよという話を言っていました。

ですが、考えますに、町民所得が県下最低であるということを考えますと、町民との所得格差が非常に大きいのではないかなと考えます。それを考えたときに、職員に対して給料上げるんだから、町民所得を上げるためにはどうしたらいいかということ職員考えて、町民所得を上げるのもやっぱり役場として、あるいは私も議員としても、町民所得どうやって上げたいんだと、だから選挙出るんだと言って出てきているわけです。町長も、町民所得を上げるから、そのためには僕に町長させてくださいと言ったと思うんです。

それ考えますと、職員が給料、もう皆さんいっぱいもらっているんだから、町民所得を上げるように努力しなさいという号令をかけるのも必要ではないかなと考えますが、それに対して、先ほど町長はモチベーションが下がってしまうから上げるんだというのではなくて、もっと頑張れといった話を言っていたほうがいいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。私も職員のほうに言っているのは、町民の皆さんから文句言われなような仕事をして、例えば給与が上がるという部分に関しても、いわゆる町民所得が上がった中で、本当はやるべきだとは思っております。

ただ、これは0.3の人事院勧告というものに関しましては、これを適用しないというようなほどのことでもないなという感じがしています。そして、常々だけれども、職員には言っております。

ただ、宮田議員に答えたモチベーションの関係に関しましては、例えば町民所得と同じところまで下げてしまった場合のモチベーションを私、言っているわけですし、この0.3%上げる上げないでという意味ではないです。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） 私は下げろとは一つも言っていないので、宮田議員のモチベーション

の話のときには、下げろといったように、私はそういうように聞こえていなくて、上げるのはおかしいという意味で言ったんだと思って、その話の中で言ったんですけれども、やっぱり職員に対して文句を言われたい職員ではなくて、町民に対して褒められる職員になってもらいたいなど。

要するに、ただ文句言われたいんだったら、極端なことを言いますと、のんびんだらりという失礼になるかもしれませんけれども、やっていれば文句言われたいんじゃないかなと思う職員ももしかしたらいるかもしれない。だけれども、一生懸命やることによって褒められる職員をいっぱいこの役場の職員の中にふやしていただければ、ああ職員は一生懸命やっているなど、では、給料上げてよかったんだなどという話になってくるとは思います、褒められる職員をつくるようにどう考えておられますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 議員のおっしゃるとおりで、職員が町民の皆さんから褒められるように、常々私は努力をするようにということを言っております。

そして、今、私、ワークショップというものをよくやっているわけですが、これはほとんど職員は時間外をもらわないでボランティアで全てこれやっております。そして、そういう形が多い。今回また明日にもみちくさウルトラマラソンというのがありますけれども、職員がこれもボランティアで参加しております。

そういう形で職員も一生懸命私は頑張ってくれているなどと思っております。ぜひ、議員の皆さんもその辺を評価してあげていただきたいと、このように思います。

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

加畑毅君。

○1番（加畑 毅君） 私は、この案に関しては賛成させていただき立場をとらせていただき

たいと思います。

反対討論もなかったんですけども、今お二人の議員さんから質問もありました。町民感情という形もありました。ただ、景気を上向きにシなくちゃいけないという中で、どうしてもどこかで節目切らなきゃいけないという形はあると思うんです。そんな中で、どこまでも他人がよければ、もう一人のほうの方が何かよく見えてしまうという状況の中で進んでいかないというのは、私はよくないと思います。

国のほうでも上げているという形がありますので、ぜひとも職員の皆さんのモチベーションが上がらない云々という話ではなくて、それだけのことをやってもらえていると私も信じてたいと思いますし、今後上がったら逆にその点はつかれることがあると思いますので、そこは一人一人が認識しながらやっていけばいいことだと思いますので、今回のこの案は賛成の立場をとらせていただきます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第83号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 賛成多数です。

よって、議第83号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第84号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第84号について提案説明を申し上げます。

本議案は、平成26年の人事院勧告に基づき、一般職に準じて特別職の期末手当を月換算で

0.15引き上げるものです。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどをよろしく願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小嶋孝志君登壇〕

○総務課長（小嶋孝志君） それでは、議第84号について内容説明を申し上げます。

平成26年の人事院勧告に基づき、一般職に準じて特別職の条例を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

右側が改正前、左側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところでございます。

第5条でございますが、6月分の期末手当を「100分の192.5」に、12月分の期末手当を「100分の217.5」に改正するものでございます。

次に、議案のほうへ戻っていただきまして附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

第2項でございますが、6月分の期末手当は支給済みのため、12月分の期末手当を「100分の225」として支給するものでございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

加畑毅君。

○1番（加畑 毅君） 1番、加畑です。

先ほども賛成のほうの討論させてもらいましたけれども、私もこの件に関しても賛成の立場をとらせていただきたいと思います。

所得がふえていくということは僕は悪いことではないと思うんです。この件に関して、いただいた側の職員の方々、先ほどもそうですけれども、委縮してしまって、例えばこの町へ使いづらいような雰囲気が出るということのほうが、僕は怖いと思うんです。だから、ぜひともその上がった分のお金はこの町へ消化してもらえということを信じて、私は賛成の側に回らせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第84号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 賛成多数です。

よって、議第84号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第85号 平成26年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第85号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額384万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億718万4,000

円とするものです。

歳出の主なものは、一般管理費に90万2,000円、会計管理費に5万4,000円、社会福祉総務費に30万7,000円、清掃総務費に62万2,000円、商工総務費に56万5,000円、学校管理費に42万円などとなっております。

また、これらの歳出に対応する財源として、地方交付税384万円を追加するものです。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小嶋孝志君登壇〕

○総務課長（小嶋孝志君） 議第85号の内容を申し上げます。

歳出から主なものについて、ご説明申し上げます。

14ページ、15ページをごらんいただきたいと思います。

2款1項1目一般管理費を90万2,000円増額し、3億1,098万円としたいものです。これは、給料、職員手当等及び共済費の増額で、人事院勧告によるものでございます。

2款1項2目会計管理費を5万4,000円増額し、502万8,000円としたいものです。これは、22節補償、補填及び賠償金5万4,000円は、源泉所得税の徴収漏れによる延滞税等でございます。

16ページ、17ページをごらんいただきたいと思います。

3款1項1目社会福祉総務費を30万7,000円増額し、3億234万1,000円としたいものです。これは、給料及び共済費の増額でございまして、人事院勧告によるものでございます。

次に、18ページ、19ページをごらんいただきたいと思います。

4款2項1目清掃総務費を62万2,000円増額し、3,245万円としたいものでございます。これは、給料、職員手当等及び共済費の増額でございまして、人勧によるものでございます。

次に、20ページ、21ページをごらんいただきたいと思います。

6款1項1目商工総務費を56万5,000円増額し、4,600万4,000円としたいものです。これは、給料、職員手当等及び共済費の増額でございまして、人事院勧告によるものでございます。

24ページ、25ページをごらんいただきたいと思います。

9款3項1目学校管理費を42万円増額し、4,171万2,000円としたいものでございます。これは、給料、職員手当等及び共済費の増額でございまして、人事院勧告によるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

10款1項1目地方交付税を384万増額し、18億5,296万円としたいものです。1節地方交付税384万円は普通交付税でございます。

8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の合計でございますが、補正前の額47億334万4,000円、補正額384万円、計47億718万4,000円であります。

補正額の財源内訳でございますが、一般財源384万円となっております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 15ページの会計管理費でお伺いいたします。

賠償金、今、総務課長のほうから説明されましたけれども、この内容について、もう一度説明していただきたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（稲葉勝男君） 会計管理者。

○会計管理者（鈴木豊美君） この賠償金につきましては、先日行われました全員協でも説明させていただきましたけれども、もう一度説明させていただきます。

今回税務署のほうから源泉所得税について自己調査をするよにという調査の依頼がありまして、調査をした結果、本町におきましては、平成21年1月1日から本年8月31日までの調査期間において調査した結果、源泉徴収が漏れていたということが判明しました。

それで、結果といたしましては、対象事業主は個人事業主1人、事業としましては11件該当がありました。

この源泉徴収漏れ額の総額は81万2,664円、これに対する延滞税、本町が徴収義務者ですので、徴収が漏れた、遅くなったということで延滞税が2万9,800円、不納付加算税、徴収したものを税務署のほうに納めなかったという関係が2万3,500円、合計の5万3,300円を罰金という形で税務署のほうに納めなければならなくなりましたので、この金額を補正で計上

させていただきました。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） ちょっと85号で聞いていいのか、87号で聞いていいのかよくわかりませんが、先ほど町長から臨時議会の行政報告があったわけですが、吉祥地区あるいは二條、差田地区の断水のことですけれども、これ私も了承はしているんですけれども、仕方ないことではございますけれども、今後、水源の濁水があるのかなのか、今後調査をしていくというような先ほど報告もございましたけれども、そういう中、当時、今、稲葉議長がまだ職員のころ、立岩の星を見るところに水源を3,000万ぐらいかけて、たしか掘ったのを私も記憶しているんですけれども、そういう中で、岩田町政、そして鈴木町政の議会の中でも私、要望をしておいたんですけれども、あその水源をもう一度水質あるいは水の量、そういうものを調べた中で、吉祥のもし今やっている水源が濁水状態になるのかよくわかりませんが、そういうことも調べて、そしてその水、わざわざ井戸を掘ったわけですから、不必要なものを掘ったわけではないんですけれども、あの当時は。どうしてもあれを使うような方向で、今後こういうような濁水が、そして断水が私はできないようなことを前向きな姿勢で考えていただきたいんですけれども、どんなものでしょうか、町長。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 議員がおっしゃられるとおりで、いわゆる水というのはライフラインですから、もうこれ非常に生活のためには重要なものです。

それで、立岩の件も念頭に置いて今調査するという事で、詳しいことは上下水道課長から説明させます。

○議長（稲葉勝男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

渡邊議員がおっしゃるとおり、やはりライフラインに欠かせるものではないものですから、吉祥の水源がちょっと枯渇しているような状況の中で、立岩のほうの深井戸の利用も今後考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 私の記憶では、立岩のその掘った水は水量もあって、そして水質も非常にいい水質だというようなことを、当時この議会の中で私も伺っておるわけですので、

ぜひその辺を考えて、そしてまた、逆の意味で向こうからこっちに流してきてもいいわけですので、きれいな水なら、そういうことも中に入れて、町長、ぜひ前向きな姿勢で、私はこの問題だけは考えていただきたい、それを要望しておきます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 渡邊議員、答弁必要ですか。

○10番（渡邊嘉郎君） 。

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第85号 平成26年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第85号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第86号 平成26年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第86号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町一般職等の職員の給与に関する条例の一部改正に伴うもので、歳入の一般会計から地域支援事業への繰入金について、介護予防事業は5万7,000円減額し、包括支援事業は18万6,000円増額するものです。

また、歳出につきましては、第4款地域支援事業費の給与、手当、共済費、負担金を総額12万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,010万6,000円とするものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第86号 平成26年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第86号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第87号 平成26年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第87号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町一般職等の給与に関する条例の一部改正によるものであります。

水道事業会計の資本的収入のうち、第1項他会計繰入金を1万5,000円増額し、401万円とし、資本的収入の総額を1億4,405万円とするものです。

また、資本的支出のうち、第1項建設改良費を1万5,000円増額し、1億9,993万円とし、資本的支出の総額を2億6,524万6,000円とするものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第87号 平成26年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第87号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の日程が終了したので、会議を閉じます。

第3回臨時会の日程が全て終了しました。

平成26年第3回南伊豆町議会臨時会は、これをもって閉会とします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 清 水 清 一